

# 福岡県公報

平成二十七年九月十八日  
第三千七百二十九号  
増刊 ①

## 目次

### 規則(第五十四号)

○福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(健康増進課) ……………

## 規則

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年九月十八日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第五十四号

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行規則(平成二十四年福岡県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第八条中「その旨を書面で」を「再び車両を運転することの届出書(様式第七号)により」に改め、同条を第十四条とする。

第七条第一項を次のように改める。

条例第九条第一項に規定する将来にわたり再び車両を運転することがない場合の申出は、将来にわたり再び運転することがないことの申出書(様式第六号)により行うものとする。

第七条第二項中「前項の規定により申告する者は、条例第九条第一項」を「前項の申出は、条例第八条第一項」に改め、同条を第十三条とする。

第五条及び第六条を削る。

第四条の見出し及び同条第一項中「条例第八条第三項」を「条例第八条第四項」に改め、同条第二項中「条例第八条第三項」を「条例第八条第四項」に、「同条第一項の規定により診断を受けるべき事由が生じた日(その日が二以上ある場合には、最も遅い日)から当該者において同条第三項の規定により診断を受けるべきこととなる事由が生じた日まで」を「同条第二項の規定による通知の日から当該者において同条第四項の規定により受診を命じられた日の前日まで」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

(条例第八条第四項第三号の規則で定める正当な理由)

第十一条 条例第八条第四項第三号の規則で定める正当な理由は、当該違反者が禁錮以上の刑に処せられ、刑の執行を受けているときとする。

(条例第八条第五項の規則で定める報告)

第十二条 条例第八条第五項の規則で定める報告は、アルコール依存症診断結果報告書(様式第五号)により行うものとする。

第三条を削る。

第二条(見出しを含む。)中「条例第八条第三項」を「条例第八条第四項」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の二条を加える。

(条例第八条第四項の知事が定める期限)

第八条 条例第八条第四項の知事が定める期限は、同項の規定による命令の日から六十日とする。

(受診期限の変更の申出)

第九条 条例第八条第四項の規定による申出は、アルコール依存症に関する診断の受診期限の変更申出書(様式第四号)により行うものとする。

第一条の次に次の五条を加える。

(条例第八条第一項の規則で定める報告)

第二条 条例第八条第一項の規則で定める報告は、知事が指定する医療機関によるアルコール依存症に関する診察を受けた場合にあってはアルコール依存症に関する受診報告書(様式第一号)、知事が指定する方法による飲酒行動に関する指導を受けた場合にあっては飲酒行動に関する指導結果報告書(様式第二号)により行うものとする。

(指定医療機関以外の医療機関の受診の申出)

**第三条** 条例第八条第一項第一号の規定による申出は、指定医療機関以外の医療機関の受診申出書(様式第三号)により行うものとする。

(条例第八条第一項第二号の規則で定める期間)

**第四条** 条例第八条第一項第二号の規則で定める期間は、九十日とする。

(条例第八条第一項第三号の規則で定める正当な理由)

**第五条** 条例第八条第一項第三号の規則で定める正当な理由は、当該違反者が禁錮以上の刑に処せられ、刑の執行を受けているときとする。

(条例第八条第二項の規則で定める通知)

**第六条** 条例第八条第二項の規則で定める通知の内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定医療機関の名称及び所在地
- 二 知事が指定する方法による飲酒行動に係る指導を行う機関の名称及び所在地
- 三 知事が指定する医療機関によるアルコール依存症に関する診察又は知事が指定する方法による飲酒行動に関する指導のいずれかを受ける期限(条例第八条第二項の規定による通知の日から六十日)

四 その他必要な事項

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

アルコール依存症に関する受診報告書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所

氏 名

連絡先

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例（平成 2 4 年福岡県条例第 1 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

私は、この度、次のとおりアルコール依存症に関する診察を受けました。

医 療 機 関 名	
受 診 年 月 日	
受 診 結 果	<p>※当てはまる□に、チェックしてください。</p> <p>1 アルコール依存症の治療を勧められた。 □はい □いいえ</p> <p>2 アルコール依存症以外の飲酒による健康障害を指摘された。 □はい □いいえ</p> <p>3 適正な飲酒量等についての指導を受けた。 □はい □いいえ</p> <p>4 その他 ( )</p>

※氏名は、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

## 様式第 2 号 (第 2 条関係)

## 飲酒行動に関する指導結果報告書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所

氏 名

連絡先

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例（平成 2 4 年福岡県条例第 1 号）第 8 条第 1 項の規定により、飲酒行動に関する指導結果について以下のとおり報告します。

(指導機関記入欄)

指 導 機 関 名	
指 導 年 月 日	
A U D I T の 点 数	
指 導 内 容	1 あてはまる□にチェックしてください。 (1) 問題飲酒行動が認められた。 □はい □いいえ (2) アルコール健康障害に関する情報提供を行った。 □はい □いいえ (3) 適正飲酒に関する情報提供を行った。 □はい □いいえ (4) 保健所等への継続的な相談を勧めた。 □はい □いいえ (5) 医療機関への受診を勧めた。 □はい (□指定医療機関 □その他の医療機関) □いいえ 2 その他  〔 〕

※氏名は、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

様式第二号の次に次の五様式を加える。

様式第 3 号 (第 3 条関係)

指定医療機関以外の医療機関の受診申出書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所

氏 名

連絡先

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例（平成 2 4 年福岡県条例第 1 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により、以下のとおり指定医療機関以外の医療機関の受診を申し出ます。

指定医療機関による診察を受けることができないやむを得ない事情	
受診を申し出る医療機関の名称及び所在地	(名称) ----- (所在地)
受診を申し出る医療機関を選定した理由	

※氏名は、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

## 様式第4号（第9条関係）

## アルコール依存症に関する診断の受診期限の変更申出書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所

氏 名

連絡先

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例（平成24年福岡県条例第1号）第8条第4項の規定により、以下のとおりアルコール依存症に関する診断の受診期限の変更を申し出ます。

現 行 の 受 診 期 限	年 月 日（ 曜日）
変 更 後 の 受 診 期 限	年 月 日（ 曜日）
受診期限を変更する正当な理由	

※氏名は、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

## 様式第 5 号 (第 1 2 条関係)

## アルコール依存症診断結果報告書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所

氏 名

連絡先

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例（平成 2 4 年福岡県条例第 1 号）第 8 条第 5 項の規定により、以下のとおりアルコール依存症に関する診断結果を報告します。

## (医療機関記入欄)

受 診 者 氏 名	
アルコール依存症に関する診断結果	<input type="checkbox"/> アルコール依存症であると認められる。 <input type="checkbox"/> アルコール依存症であると認められない。
飲酒行動是正プログラムへの参加に関する意見	
医 療 機 関 名	
医 師 名	印

※氏名は、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。



## 様式第 6 号 (第 1 3 条関係)

将来にわたり再び車両を運転することがないことの申出書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所

氏 名

連絡先

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例（平成 2 4 年福岡県条例第 1 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、将来にわたり再び車両を運転することがない場合に該当することを申し出ます。

※氏名は、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

## 様式第 7 号 (第 1 4 条関係)

再び車両を運転することの届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所

氏 名

連絡先

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例（平成 2 4 年福岡県条例第 1 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、将来にわたり再び車両を運転することがない場合に該当することを申し出ていましたが、再び車両を運転しますので届け出ます。

※氏名は、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

附 則

この規則は、平成二十七年九月二十一日から施行する。